

第4章

市全体で子ども・子育てを支えるための
施策の推進
(本庄市次世代育成支援行動計画)

第4章 市全体で子ども・子育てを支えるための施策の推進（本庄市次世代育成支援行動計画）

第1節 計画の基本理念

子ども・子育て支援制度は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける」ことを目指して整備されている制度です。少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくことが求められています。

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識のもと、今後も家庭、学校、地域が保護者に寄り添い、子育てに対する負担、孤立感を減らしていくことのできる社会の構築に向けて、基本理念を以下のように定めます。この基本理念は第1期計画における基本理念を継承するものでもあります。

■基本理念■

安心して子どもを生き育てることができる支援体制づくり
～子どもが 親が 地域が 支え合い ともに育つ本庄市～

第2節 基本目標

本計画の基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援施策の方向性を以下のように定めます。

(1) 基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する

晩婚化・晩産化が進む中で、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、初めての子育てに戸惑う人も少なくありません。子どもの保護者が適切かつ正確な情報を必要なときに得ることのできる情報の提供や一人ひとりの子どもの発達に合わせたきめ細かな支援、保護者を孤立させないネットワークづくりなど、妊娠期から出産・子育てにおける不安の解消に向けて、切れ目のない支援の充実に努めます。

また、乳幼児期は体調を崩しやすい時期です。アンケート結果でも、重点的に取り組む必要性が高い施策として「小児救急医療などの小児医療の充実」が就学前児童、小学生ともに第1位となっています。引き続き小児医療の充実を図り、保護者が安心して子育てできる基盤づくりを進めていきます。

(2) 基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る

日本が批准している「子どもの権利条約」では、すべての子どもに「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が与えられているとされています。しかしながら、児童相談所における児童虐待相談件数は全国的に増加しています。厚生労働省の発表では、近年の虐待死は年間で50件前後となっているものの、日本小児科学会の推計では、年間350人に上るとの統計も示されており、虐待をめぐる実態は依然として把握しきれていない可能性を残しています。今回実施した団体を対象とする調査でも、半数以上の団体が、児童虐待が疑われるケースに「遭遇したことがある」と回答しており、本市においてもそれぞれの事案に応じた柔軟な対応が求められます。すべての子どもが家庭の事情や経済的な事情等により様々な不利益を被ることがないように、支援を必要とする子どもを発見し、適切な支援を届けることができるような支援体制づくりを進めます。

また、ひとり親家庭や障害のある家族のいる家庭など、様々な事情により社会的支援の必要性が高い家庭が、安心して子育てすることができるよう、社会全体で子どもとその家庭を支える環境づくりを進めていきます。

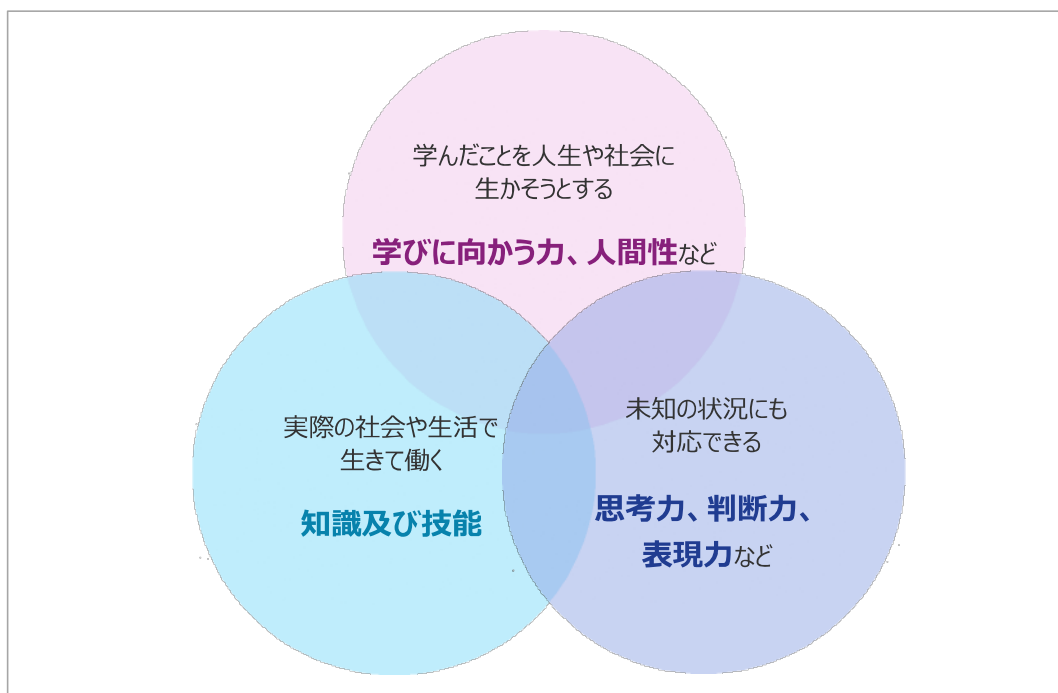
(3) 基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る

子どもが健やかに成長していくことは、誰にとっても喜ばしいものです。子どもの心身の健康を守る健康づくりのみならず、親子の豊かな育ちを支援していくための施策を展開していきます。

経済のグローバル化、技術の高度化が進むことで、個人に求められる能力は変化してきています。社会全体として多様性が求められるようになってきている中で、学習指導要領では、知識及び技能の習得のみならず、学んだことを人生や社会に生かそうとする力や未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の獲得が示されています。次代を担う子どもが、今後もより高度化・複雑化する世界に対応し、自らの特性を生かしながら活躍してもらえよう、多様な学習・体験の機会を提供していく必要があります。

また、保護者の就労が増加していることを踏まえ、子どもの居場所づくりの重要性が高まっていることから、放課後児童健全育成事業などの充実を図っていきます。

■これから育成すべき資質・能力■



資料：文部科学省「学習指導要領『生きる力』周知・広報リーフレット」

(4) 基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る

共働き世帯が増加したことで、これまで多くの家庭でみられた「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的性別役割分業は見直されるようになっていきます。また、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化、近隣に親族がいなくなったことなどにより、何か困りごとがあっても誰にも頼ることができず、仕事や家事、育児といった日常生活を送るために必要なことのほとんどは夫婦相互の協力のもとに進めていかなければならない状態となっています。保護者だけで子育てをすることはますます難しくなっていることから、社会全体で子どもを育てることの重要性が高まっています。

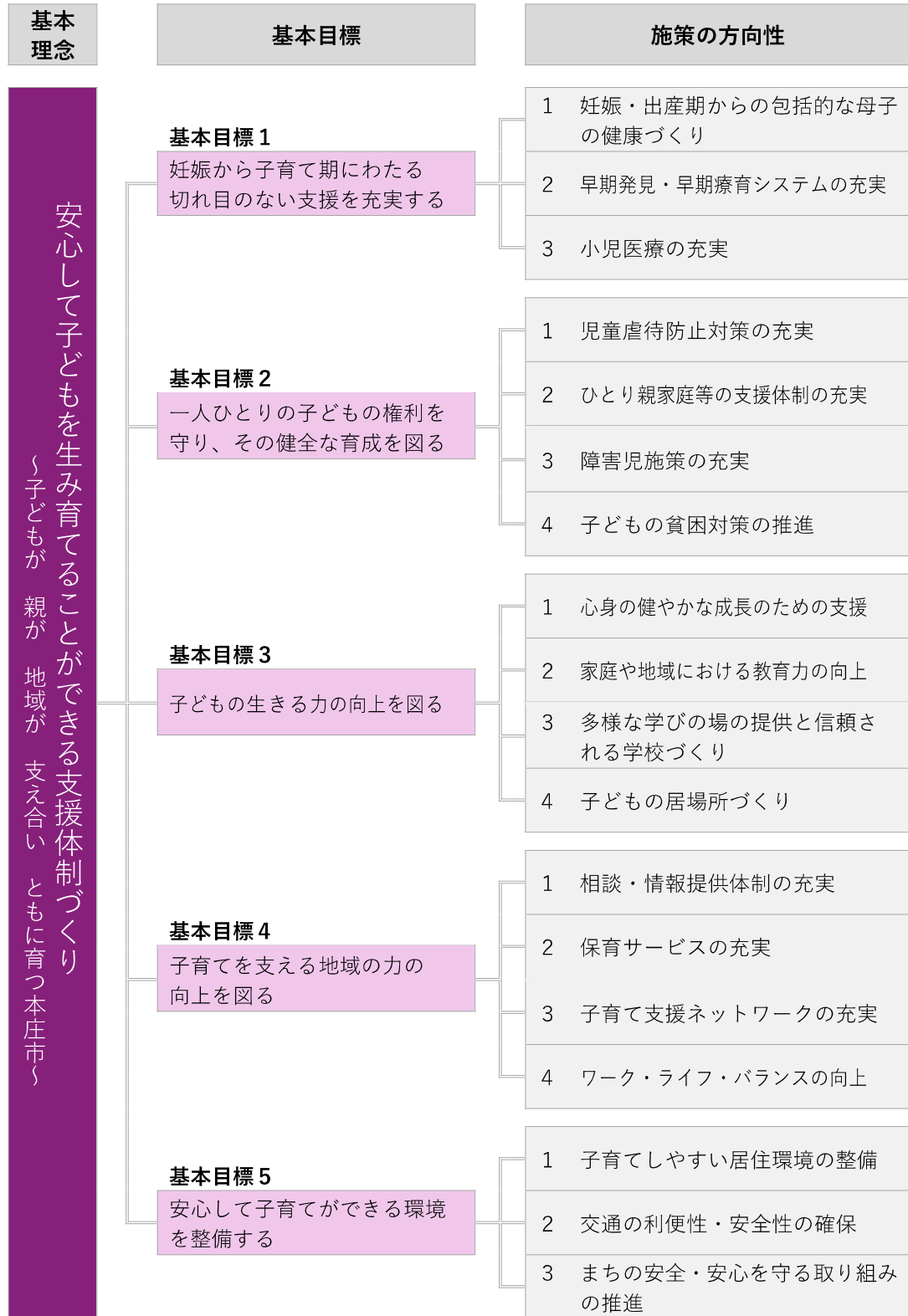
子育てをする保護者が社会から孤立することなく、必要なサービスを利用することができるよう、多様な子育て支援サービスの提供に努めるとともに、その量と質の確保に向けた取り組みを進めていきます。また、子育て中の保護者への理解を広めていくとともに、地域で子育てを支えるネットワークの拡大を図ります。

(5) 基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する

子育て環境を向上させるには、子育て支援サービスの充実のみならず、ハード面における環境整備も重要です。子どもの年齢に応じた遊び場の整備や利用しやすい交通手段の確保、安全性が確保された道路環境の整備、防犯対策などを引き続き進めていく必要があります。子育てしやすいまちづくりを進めていくため、子どもの視点と保護者の視点の2つに立ちながら、より暮らしやすく、子育てしやすいまちづくりを進めていきます。

第3節 施策体系

■施策体系■



※赤字部分が変更（追加）箇所

第4節 施策の展開

(1) 基本目標1 妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援を充実する

1. 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康づくり

<現状と課題>

共働き世帯の増加や核家族化、地域とのつながりの希薄化等により、妊産婦やその家族を支える力は弱まっています。また、少子化やプライバシー意識の高まり等もあり、子どもに接する機会も少なくなる傾向にあります。そのため、妊娠や育児に不安を抱える保護者は少なくなく、その不安や負担を軽減していく取り組みの重要性が高まっています。

<施策の方向性と主な取り組み>

妊娠・出産から育児にわたる切れ目のない支援のため、一人ひとりの保護者・子どもの状況に応じた適切な支援を提供します。健診及び健康相談等を通じた子どもとその保護者の健康の維持・増進を図ります。妊娠期にある保護者は特に孤立しやすく、周囲の支援を得にくい状況にあることから、アウトリーチによる相談とニーズの把握を通じ、適切な支援を提供できるよう努めます。

■主な取り組み■

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1 子育て世代包括支援センター	本庄版ネウボラの充実に向けて、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、連携して面談や訪問等を行い、地域の中で、家族と一緒に子育てを楽しめるよう身近な相談場所として活動しています。	子育て支援課 健康推進課
2 妊婦健康診査	妊婦の健康管理の一環として、一般健康診査やHIV検査の実施、対象となる妊婦への超音波検査を実施します。	健康推進課
3 乳幼児健康診査	4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施を通じ、乳幼児を対象とした発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を抱える保護者を支援します。受診後のフォロー体制も合わせて整備していきます。	健康推進課
4 乳幼児健康相談事業	10か月児健康相談、2歳児健康相談、5歳児健康相談、ひまわり相談、電話相談を実施します。保健師、看護師、栄養士などによる個別相談や母子関係形成に向けた集団指導を行います。	健康推進課

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
5	乳幼児歯科健康診査・ 歯科健康相談事業	1歳6か月児健康診査、2歳児健康相談、3歳児健康診査の際に同時に実施します。また、3歳～4歳児及び4歳～5歳児を対象とし、医療機関において幼児個別歯科健診を実施します。歯科健診・ブラッシング指導・フッ素塗布を継続的に実施することにより、歯科・口腔の健康増進を図ります。	健康推進課
6	未熟児・新生児・乳幼児・ 妊産婦訪問事業	関係機関との連携により、妊娠期から子育て期まで、訪問や相談を通じ様々な不安の軽減に努め、児童虐待の防止や以後の健やかな成長への支援につなげます。	健康推進課
7	養育支援訪問事業	関係機関からの情報収集により把握した養育支援が必要であると認められる家庭に対し、育児支援に関する技術的援助を専門員の保健師等が訪問により実施します。	健康推進課

2. 早期発見・早期療育システムの充実

<現状と課題>

本市の障害児数は増加傾向にあります。発達障害に対する理解や把握が進んだことが要因の1つと考えられます。全国的にも障害のある子どもは増加傾向にあり、この傾向は今後も続くことが見込まれます。

障害のある子どもや障害そのものへの正しい理解・啓発を進めるのみならず、一人ひとりの子どもの発達に応じた適切な支援を受けられるよう、早期発見につながる取り組みが重要です。また、障害があっても、適切な支援を受けることで自立した生活を送ることは可能であることから、早期療育につなげていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

個別相談や巡回支援等を通じ、発達に不安や遅れのある子どもを可能な限り早期に発見し、適切な支援機関につなぎます。また、関係者間のつながりを強化し、障害のある子どもの将来的な自立につながるよう、療育体制の確保・充実を進めていきます。

■主な取り組み■

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1	個別相談・教室・巡回支援等事業	発達障害児や発達に課題のある子どもに対し、個別や集団での指導、個別相談、巡回指導等を実施し、子どもの発達を促すための支援をしていきます。また、関係機関との連携を図り、一貫した支援の提供に努めます。	健康推進課
2	早期発見・早期療育充実に向けた関係機関との連絡調整	発達障害児や発達に課題のある子どもの支援機関の関係者が、情報交換や情報共有を行うことにより、子どもや保護者が一貫した支援を受けられるよう努めます。	健康推進課
3	乳幼児健康診査（再掲）	4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の実施を通じ、乳幼児を対象とした発育・発達状況の確認と疾病の早期発見、健康の保持増進及び育児不安等を抱える保護者を支援します。受診後のフォロー体制も合わせて整備していきます。	健康推進課

3. 小児医療の充実

<現状と課題>

就学前児童、小学生の保護者を対象としたアンケートでは、ともに重点的に取り組む必要性が高い施策として「小児救急医療などの小児医療の充実」が最も多くなっています。特に乳幼児期は体調が急変しやすい時期でもあり、保護者の不安を解消するためには小児医療の充実や病児保育の提供が不可欠であるといえます。

また、安心して医療を受けられる環境を創出するため、医療費負担の軽減を図る必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

病児保育に対応できる事業所の確保を進めるとともに、周辺自治体等と連携し、小児救急の確保に向けた取り組みを進めます。子どもにかかる医療費の負担を軽減します。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	病児保育事業	保育を必要とする児童を保育所等に付設された専用スペースで保育する体制を整備していきます。利用機会の拡充に向けた事業の広報・啓発に努めます。	保育課
2	子ども医療費支給事業	0歳から18歳の年度末までの子どもがいる家庭に対して、安心して医療を受けられるよう対象児童の医療費の助成を実施します。	子育て支援課
3	未熟児養育医療費支給事業	指定養育医療機関に入院中の未熟児の医療費を補助する制度です。制度に基づいた適正な事務を執行します。	子育て支援課
4	小児二次救急運営事業	熊谷市、行田市、深谷市、本庄市、寄居町、上里町、美里町、神川町の各圏域が共同で救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
5	県外小児救急医療後方支援事業	小児初期救急の後方支援として、児玉郡市と公立藤岡総合病院、伊勢崎市民病院とで協定を結び、小児二次救急体制の充実を図ります。	健康推進課
6	自立支援医療制度（育成医療）	身体障害のある児童が、その障害を除去・軽減する手術等を受ける際の医療費を支給します。	障害福祉課

(2) 基本目標2 一人ひとりの子どもの権利を守り、その健全な育成を図る

1. 児童虐待防止対策の充実

<現状と課題>

厚生労働省が令和元年8月に公表した「平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童相談所での児童虐待相談対応件数は平成30年度で16万件近くとなっており、過去最多を更新しています。心理的虐待に係る相談対応件数が大幅に増加したことや警察等からの通告が増加したことが主な要因となっていますが、今後も相談対応件数は高い水準で推移することが想定されます。2022年（令和4年）までに全市区町村で「子ども家庭総合支援拠点」を設置することが国の方針で示されるなど、児童虐待防止対策の推進は今後強化されていくことが見込まれるため、本市においても、国や県の動向を踏まえた児童虐待防止対策を推進していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

引き続き、本庄市要保護児童対策地域協議会等において、支援を必要とする児童の情報共有・検討し、適切な介入に努めます。また、「本庄市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、対象者への支援を実施します。

■主な取り組み■

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1 本庄市要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見や適切な保護並びに保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、福祉・保健・医療・教育などの関係機関が必要な情報交換、援助方法など協議し対応を図ります。	子育て支援課
2 家庭児童相談事業	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して、電話や来庁、また訪問により相談を受け指導を行い、必要な場合は関係専門機関への紹介を行います。	子育て支援課
3 子ども家庭総合支援拠点の設置	「本庄市子ども家庭総合支援拠点」を設置し、対象者への支援を実施します。	子育て支援課
4 子育て世代包括支援センター（再掲）	本庄版ネウボラの充実に向けて、保健師・助産師・利用者支援専門員が主となり、連携して面談や訪問等を行い、地域の中で、家族と一緒に子育てを楽しめるよう身近な相談場所として活動しています。	子育て支援課 健康推進課

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
5	支援対象児童等見守り強化事業	特に支援を有する子どもの居宅を訪問し、食事の提供、生活指導等の支援を通じて食事の提供、学習、生活指導等の支援を通じて子どもの見守り体制の強化を図ります。	子育て支援課
6	オレンジリボン運動	11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待を防ぐための啓発活動を実施します。	子育て支援課

2. ひとり親家庭等の支援体制の充実

<現状と課題>

本市においても、ひとり親世帯は増加しており、社会全体・地域全体で子どもを支える仕組みづくりがますます重要になっています。児童手当や児童扶養手当などの経済的支援や保育所等の優先入所等の生活支援などの保護者への支援のみならず、学習支援などの子どもへの支援を充実させていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

児童手当や児童扶養手当などの経済的支援や就労支援などを通じ、ひとり親家庭への支援を継続していきます。適正な事業の執行に努めます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	児童手当支給事業	児童手当は、児童を養育している者に手当を支給することにより、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。0歳から15歳になった後、最初の3月31日までの子どもを養育している者に手当を支給します。	子育て支援課
2	児童扶養手当支給事業	母子家庭等の生活の安定を図るためにひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課
3	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
4	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受け付け及び制度の周知を図ります。	子育て支援課
5	特定者用 JR 定期乗車券割引制度	児童扶養手当受給者（同一世帯員を含む。）が JR 定期乗車券割引制度を利用する際の申請受け付け及び特定者用乗車券購入証明書を発行します。	子育て支援課

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
6	母子家庭等自立支援給付金等支給事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け、経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する際の講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
7	母子生活支援施設への入所支援事業	家庭内暴力等様々な事情により保護が必要またはこれに準じる家庭の母子の支援施設への入所を支援し、保護するとともに、自立促進に向けての生活支援を行います。	子育て支援課
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、副食費等を助成します。	子育て支援課

3. 障害児施策の充実

<現状と課題>

障害のある子どもは全国的に増加傾向にあり、本市においてもその傾向は同様です。発達障害の概念が広く知られるようになったこと、また発達障害の定義が定期的に見直されていることなどが要因の1つとして考えられますが、障害の有無によらず、すべての子どもがその発達の手配や特性等に応じた適切な支援を受けられる体制づくりが必要です。

<施策の方向性と主な取り組み>

障害のある子どもが適切な保育サービスを受けることができるよう、受け入れ体制の強化を図るとともに、保護者へのサポートを行います。また、発達に気になる子どもへのサポート体制の強化を図ります。障害のある子どもや障害そのものに対する正しい理解を広げ、すべての子どもの社会参加と自己実現を図る共生社会の構築を図ります。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	障害児保育事業	家庭において保育することができないと認められる、集団保育が可能な障害児に対して積極的に保育を実施します。また、受け入れ保育所に対しては加配分の人件費を対象に助成を実施し、障害児保育の充実を図ります。	保育課
2	障害がある児童の総合療育相談とケアマネジメント事業	障害がある児童または障害の可能性のある児童に、必要な訓練または福祉サービスについて障害福祉課、健康推進課、家庭児童相談員、障害者生活支援センターが各々相談を受け、互いに連携し、総合的に児童と保護者を支援していきます。	子育て支援課 健康推進課 障害福祉課
3	障害児通所給付事業	障害がある児童または療育が必要な児童が、訓練や支援を提供する障害児通所支援を利用した際の費用を支給します。	障害福祉課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	特別支援教育推進事業	発達障害児を含めた障害児等の適応指導や相談の実施、特別な教育的ニーズに応じた指導を行えるように学校の校内体制整備の支援を行うとともに、小中学校に特別支援教育補助教員、学校生活支援員等を配置し、障害を抱える子どもへの支援を行います。	学校教育課
5	補装具・日常生活用具給付事業	障害がある児童が、必要な補装具及び日常生活用具の購入等をした際の費用を支給します。	障害福祉課
6	在宅障害者支援事業	心身障害児（者）生活サポート事業など様々な在宅福祉サービスの利用を推進することにより、障害がある児童の世帯の負担を軽減します。	障害福祉課
7	重度心身障害者医療費支給制度	重度の障害がある児童の世帯の経済的、精神的負担を軽減するため、保険診療の自己負担金を支給します。	障害福祉課
8	障害者手帳制度	児童に障害があることが確認された場合、児童とその保護者が必要な福祉サービスを速やかに利用できるように内容の周知を図り、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の取得を支援していきます。	障害福祉課
9	障害者手当支給事業	重度障害がある児童の世帯の経済的・精神的負担の軽減のため、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課 子育て支援課
10	障害者相談支援事業	障害児の保護者または介護を行う人からの相談に応じ、必要な支援を行います。児玉郡市内の社会福祉法人に共同委託して実施します。	障害福祉課
11	在宅重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金	医療的ケアが必要な重症心身障害児等を介護する家族の負担軽減を図るため、レスパイトケア事業を実施する事業者に対し、補助金を交付することでレスパイトケアの利用促進を図ります。	障害福祉課
12	児童発達支援等の利用に係る多子世帯補助金（多子世帯児童発達支援等利用負担額補助）	第3子以降の障害児が児童発達支援等を利用した際に要した自己負担額を助成します。	障害福祉課

4. 子どもの貧困対策の推進

<現状と課題>

ひとり親家庭は全国的に増加傾向にあり、本市においてもその傾向は同様です。ひとり親家庭の平均所得は他の世帯と比べて大きく下回っており、子どもの大学進学率も低い状況にあります。日本の子どもの貧困率は、平成28年時点では13.9%と約7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています*1。家庭の経済状況等により、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり進路の選択肢が狭まったりすることがないように、社会による支援が必要です。

<施策の方向性と主な取り組み>

子どもの貧困対策の推進に向けて取り組みます。支援を必要とする子どもとその保護者が、必要な支援を受けられるよう、制度の周知・啓発を行うのみならず、地域と連携して子どもや家庭の状況を把握できるよう努めます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	貧困対策推進事業	子どもの貧困対策計画の策定を検討します。	生活自立支援課 子育て支援課
2	子どもの学習支援事業	生活困窮状態やその恐れのある世帯を対象に、子どもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、子どもの将来の自立に必要な基礎能力の修得を支援し、貧困の連鎖を予防します。	生活自立支援課
3	実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育、保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、副食費等を助成します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等医療費支給事業（再掲）	ひとり親家庭等に対して、安心して医療を受けられるように医療費の助成を実施します。	子育て支援課
5	児童扶養手当支給事業（再掲）	母子家庭等の生活の安定を図るためにひとり親家庭等に対して児童扶養手当の支給を行います。	子育て支援課

*1 内閣府「平成30年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
6 母子家庭等自立支援給付金等支給事業（再掲）	母子家庭の母及び父子家庭の父が職業能力を開発し就業に結び付け、経済的自立が図れるよう支援するため、教育訓練講座や資格取得のため養成機関で修学する際の講座受講料の一部や修学促進費を支給します。	子育て支援課
7 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（再掲）	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の経済的自立や、扶養している児童の福祉の増進のため必要な資金を貸し付ける県の制度で、市が申請の受け付け及び制度の周知を図ります。	子育て支援課

(3) 基本目標3 子どもの生きる力の向上を図る

1. 心身の健やかな成長のための支援

<現状と課題>

子どもの健やかな成長は誰にとっても喜ばしいものです。健康づくりは一朝一夕に達成できるものではなく、小さい頃から、日々の食事や運動、定期的な健診（検診）の受診をはじめとする良好な生活習慣を身につけることで、心身の健康を維持・向上させることが期待できます。

また、子どもが性や薬物等についての正確な知識を身につけ、自らの心身や権利を自ら守ることができるよう、環境・社会の変化に合わせて指導していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

食育・健康づくりを通じ、子どもの健やかな成長を支援します。定期的な健診（検診）の受診などを通じて、子どもに自らの心身の健康状態を認識させ、子ども自らが健康づくりに関与できるよう、指導を行います。

また、地域の協力を得ながら、子どもが犯罪に巻き込まれることのないよう、見守り活動を充実させていくほか、子どもが自らの心身を大事にできるよう、適切な指導を行います。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	保育所における「食育」推進事業	保育所の食事・行事・日常の保育を通して、健康な心身と望ましい食習慣を形成していきます。	保育課
2	学校教育における「食育」推進事業	学校教育課程において給食指導や教科等を通して、子どもたちに食と健康との関連を身につけさせていきます。	学校教育課
3	就学時健康診断事業	小学校新1年生になる幼児を対象に、健康診断・知的発達検査・ことばの検査等を実施し、その診断結果に基づき、治療の勧告、助言等就学に関し適切な指導を行います。	学校教育課
4	定期健康診断事業	市内小中学校において、児童生徒の心と身体について、健康観察、保健調査や健康診断等に基づく健康相談などを通して、児童・生徒の健康の維持、増進に努めます。	学校教育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	学校保健委員会事業	学校薬剤師、学校医等の協力のもと、学校保健委員会を開催します。必要に応じて、児童生徒も参加して行います。	学校教育課
6	青少年健全育成事業	地域の青少年育成団体の活動を助成するとともに、本庄市青少年育成市民会議を中心に、「青少年健全育成のつどい」、「非行防止緊急パトロール」、「各種啓発活動」等の実施や、インターネット・携帯電話など現代社会の新たな青少年問題に対応します。	生涯学習課
7	薬物乱用防止教室事業	学校薬剤師、学校医、警察、保健所等の協力のもと、児童生徒を対象とした薬物乱用防止教室を開催します。	学校教育課
8	ブックスタート事業	保健センターで実施している9～10か月児健康相談時に「読み聞かせ」の説明や実演と推奨本の紹介をします。ブックスタートパック（絵本と袋、ガイド等）の配付により家庭における幼児の健全育成を図ります。	図書館
9	おはなし会	就学前児童親子や小学校低学年を対象に、図書館本館では毎月第2・4土曜日に、図書館児玉分館では毎月第2土曜日にボランティアと連携し、児童の健全育成に役立つ本の読み聞かせや本の紹介、紙芝居、パネルシアターを実施します。	図書館
10	休日急患診療所運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、休日の急患に対応するため保健センター内にて診療所を運営します。	健康推進課
11	第二次救急医療病院輪番制運営事業	比較的高度の医療を必要とする救急患者を受け入れる病院を輪番制で運営します。	健康推進課
12	在宅当番医制運営事業	本庄市児玉郡医師会に委託し、内科、小児科系以外の医療機関が休日に診療を行い、救急患者に対応します。	健康推進課

2. 家庭や地域における教育力の向上

<現状と課題>

子育ての基本は家庭にあります。一方で、核家族化が進み、子どもについての知識や経験が蓄積されないまま親となるケースも少なくありません。子どもの成長について正しい知識を保護者が身につけることができるよう、親の学びの場を提供する必要があります。また、地域とのつながりが希薄化している現代においては、保護者同士のつながりも構築しにくくなっています。保護者を地域で孤立させない、交流の場づくりも必要です。

さらに、子どもや子育て中の保護者に対する社会の理解を広げていくためには、生涯学習活動等を通じ、子育てを取り巻く環境の変化や多世代交流などを推進していく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

子育て中の親や将来親となる世代が、子どもや子育てについて正しく理解できるよう、理解促進・啓発の場を設けます。保護者同士のつながり、あるいは子ども同士のつながりの形成を促進し、すべての市民が地域で孤立することのないよう、定期的な交流の場の提供に努めます。

また、多世代交流を通じ、地域全体で子育てを応援する機運の醸成を進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1 親の学習推進事業	子育てしている親や将来親となる世代を対象に、親の力を高め、親が親として成長するための「親の学習」を「本庄市親の学習手引書」と「本庄市親子手帳」に基づき推進します。	生涯学習課
2 両親学級「おや親タマゴ」	妊娠・出産について学ぶことで安心して出産に臨めるようにします。また、場の提供が友達づくりへの一助となり、孤立した育児にならないよう支援していきます。	健康推進課
3 育児学級「ラッコクラス」・「コアラクラス」	育児不安の強い2～4か月児の保護者と、身体的にも精神的にも成長発達が著しい6か月～8か月児を持つ保護者を対象に、身体やことば・心の発達・子どもの成長に欠かせない食事などについて情報を提供し、保護者の気づきや成長を促せるように支援を行います。	健康推進課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	子育て支援講座	子育て支援団体と連携して主に乳幼児親子を対象に「子育て講座」を開催し、子育ての楽しさを感じてもらい、仲間づくり等を通じて子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	子育て支援課
5	児童センター運営事業	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。	子育て支援課
6	市民総合大学推進事業 (ジュニアコース)	市内の小中学生を対象に、子どもから高齢者までが、生涯学習活動を通じて相互にふれあい、地域の結び付きを強めることができるよう世代間交流を促進することを目的に「ジュニアコース」を開設しています。	生涯学習課
7	市民総合大学推進事業	市民総合大学で、子育てする親にも参加しやすい時間や会場、環境を整えた生涯学習の場を提供するとともに、子育て支援や次世代育成を推進する内容のプログラムを実施します。土曜日開催や託児付き講座の開催など、子育て中の保護者が参加しやすい工夫をしながら開催しています。	生涯学習課
8	本庄市立中学校開放講座	市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
9	老人クラブ活動育成事業	市民の誰もが老後を健康でいきいきと暮らせるように、老人クラブ活動の育成・支援などを図り、この活動の一環として子どもたちとの世代間交流を行います。	地域福祉課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
10	本庄市民生委員・児童委員協議会	児童・母子福祉及び障害児者福祉の両部会を中心に各種講演会、施設見学等を実施し、児童委員としての資質向上を図り、地域における家庭・児童の健全育成の活動に取り組みます。	地域福祉課
11	主任児童委員部会活動	児童福祉専門の担当として情報交換と研修等により資質の向上に努め、児童委員の地域における活動への援助・協力と関係機関との連絡・調整により、児童委員と一体の活動を行います。	地域福祉課
12	本庄市立小学校 PTA 家庭教育学級	市内公立小学校を会場に、主に PTA 会員を対象として各種の講座を開催する PTA 家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。	生涯学習課
13	育児講座開催事業	アンガーマネジメントに関する育児講座等を開催し、イライラや怒りに振り回されない子育てを推進する活動に取り組みます。	子育て支援課

3. 多様な学びの場の提供と信頼される学校づくり

<現状と課題>

学習指導要領では、知識及び技能の習得のみならず、学んだことを人生や社会に生かそうとする力や未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力等の獲得が示されています。次代を担う子どもが、より高度化・複雑化する世界に対応し、自らの特性を生かしながら活躍してもらえよう、多様な学習・体験の機会を提供していく必要があります。

また、学校は子どもが一日のうち多くの時間を過ごす場所であり、子どもと保護者双方にとって安心できる場所ではなくてはなりません。学校と保護者の信頼関係の構築と地域との連携強化が不可欠です。

<施策の方向性と主な取り組み>

学習指導要領で求められる子どもの生きる力の育成を図るため、多様な学習・体験の機会の創出・提供に努めます。地域住民や事業者、教育機関と連携し、学校の授業だけでは学ぶことのできない知識や経験を得られるようなプログラム、事業の展開を図ります。

また、学校、保護者、地域がともに意見を出し合い、連絡、協議による学校づくりを行います。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	学校運営協議会の運営	市内全校に設置されている地域住民と保護者等から構成される学校運営協議会において、学校、保護者、地域がともに意見を出し合い連絡、協議による学校づくりを行います。	学校教育課
2	学習サポート事業	すべての学年が複数クラスで構成される小学校等に学習補助教員を配置し、担任と協力して授業のサポートを行います。学校現場での指導経験のある人材の確保に努めます。	学校教育課
3	総合的な学習時間の支援事業	各本庄市立小中学校の年間計画に基づき、本庄早稲田国際リサーチパークや社会福祉協議会と連携しながら、総合的な学習時間における福祉教育や環境教育、国際理解教育等の充実を図ります。	学校教育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	教育機器整備事業	情報化の進展に対応した学習環境を整備するため、各小中学校のコンピュータ教室に情報機器等を整備し、教育環境の充実を図ります。	教育総務課
5	ICT 教育推進事業	教職員研修を実施し、実践的な ICT 活用と指導力の向上を図り、あらゆる教科等でのさらなる ICT 機器の利用を促進します。	学校教育課
6	中学生まちづくり議会	未来を担う中学生に市議会議場を開放し、市議会定例会と同じ形式で中学生議員として本庄市のまちづくりに対する考え方の発表や提案を行い、市政への関心と理解を深めるとともに、市行政への市民参加意識の高揚を図ります。より多くの中学生の考えを知ることができるよう努めます。	秘書課
7	中学生社会体験チャレンジ事業	生徒が地域の中で様々な社会体験活動（職場体験）を通して、多くの人々とふれあい、学校では得られない経験を積むことで、豊かな感性や社会性、自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育みます。商工会等との連携を図り、受け入れ先事業所の確保も進めていきます。	学校教育課
8	こども環境教室	川の水生生物調査等を実施し、子どもたちに川などの現状や汚れの原因を理解してもらい、排水対策など環境への配慮を啓発します。	環境推進課
9	本庄市国際交流協会への補助事業	子どもや子育て世代を含む日本人と外国人との交流を深めるため、親子で参加できる「バーベキューパーティー」や「多国籍料理教室」、「交流バスツアー」等の各種事業を実施している国際交流協会を支援しています。	秘書課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
10	青少年平和学習事業	市内の公立4中学校の2年生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことで、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てる青少年平和学習を実施します。	秘書課
11	ふれあい講演会	地域の多様な体験を持つ人の話を聞くことで、中学生に豊かな心を育むとともに、広い意味でのキャリア教育を行います。	学校教育課
12	ふれあい教室	不登校などの理由により長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、個別指導により基礎学力の補充をするほか、社会性を身につけさせることにより、再び登校できるよう支援していきます。学校の教育相談担当やさわやか相談員との連携の充実に努めます。	学校教育課

4. 子どもの居場所づくり

<現状と課題>

共働き世帯の増加に伴い、放課後における子どもの居場所のニーズが高まっています。特に低学年時の平日の放課後や長期休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望が高くなっているほか、放課後子ども教室の利用希望も4割以上となっています。平日、土日問わず、すべての子どもが孤独を感じることなく、安心して過ごせる場の提供が求められます。心身ともに健やかな成長を支援することのできる居場所づくりが大切です。

<施策の方向性と主な取り組み>

放課後児童健全育成事業を通じ、放課後における児童の居場所を提供するとともに、保護者の就労ニーズに対応します。また、スポーツ少年団の活動への支援や子ども体験教室の実施等を通じ、地域における同世代、多世代の交流を促進し、社会性の獲得と心身の健全な育成を図ります。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	放課後児童健全育成事業	保護者の就労等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童を対象にした放課後児童クラブの充実を図るとともに、保育時間の延長など保護者のニーズの的確な把握と対応に努めます。	子育て支援課
2	放課後子ども教室	公民館にて学習支援を交えた事業を開始するとともに、学校の余裕教室の活用を見据えて、さらなる事業実施の展開を模索していきます。また、放課後児童クラブとの一体運営についても検討を進めます。	生涯学習課 子育て支援課
3	子ども体験教室	市内の小学生を対象に各公民館で様々な体験教室を実施します。夏休み時期にも「サマーチャレンジ」として各公民館で様々な体験教室を実施します。	生涯学習課
4	スポーツ・レクリエーション教室	本庄市体育協会、本庄市レクリエーション協会及び本庄市スポーツ推進員と連携を図り、子どもや初心者から参加できるスポーツ教室を開催します。	体育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	スポーツ少年団育成事業	スポーツを中心とした活動を行うことで、青少年期における人間形成と健康な身体と心を育てます。活動団体であるスポーツ少年団の育成を図ります。	体育課
6	児童センター運営事業 (再掲)	子どもたちに安全な遊びの場を提供し、健康及び体力の増進、情操を豊かにすることを目的として、児童の健全育成を図っていきます。子育て支援の地域拠点として、つどいの広場や子育てサロン等も開催しています。	子育て支援課

(4) 基本目標4 子育てを支える地域の力の向上を図る

1. 相談・情報提供体制の充実

<現状と課題>

地域子ども・子育て支援事業をはじめとする子育て支援制度・施策は、本市が中心あるいは主体となって提供する福祉サービスです。本市の子どもとその保護者が、それぞれの状況に応じた適切なサービスを利用することができるよう、各施策・事業についての周知・啓発を進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

必要とする支援をすべての市民が受けることができるよう、市が提供する子ども・子育て支援施策についての情報提供を行います。子育て上の悩みについて相談し、専門職による助言を受けられる場を提供することで、保護者の不安の解消に努めます。また子育て支援施策に対する要望等も随時受け付け、市民にとってより望ましい支援のあり方について検討していきます。

■主な取り組み■

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1 利用者支援事業	子どもや保護者に対して、幼稚園、保育所等での学校教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を行います。	子育て支援課
2 保育サービスに係る情報提供事業	保育サービスの利用者による選択や質の向上のために、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	保育課
3 子育て情報誌提供事業	子育て情報を集約した「子育て情報ガイド」を、妊娠届等の際に配付するとともに、各関連施設に配置します。また、情報の収集に努め内容の充実を図っていきます。	子育て支援課
4 すくすくメール配信事業	出産・子育てをする上での孤立感や負担感の緩和を図るため、妊娠・出産・育児に関する基本情報やメンタルヘルスに関する情報、予防接種の日程等をメールで配信します。	子育て支援課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	地域子育て支援センター事業	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	子育て支援課
6	子育て総合支援窓口における情報提供事業	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供していき、支援内容を充実していきます。子育て総合支援窓口の周知拡大に努めるとともに、電話等様々なメディアを通じた照会等にも対応していきます。	子育て支援課
7	資格・技術取得情報提供事業	有効な資格や技能の取得ができるよう、情報の提供を行います。	商工観光課
8	市長への手紙事業	子育てに関する意見や提案などを、市民から直接市長にいただき、情報の共有化を図るとともに多様な声を市政に反映できるよう実施していきます。	秘書課
9	ヤングケアラー支援事業	市民一人ひとりがヤングケアラーについての理解を深め、ヤングケアラーを適切な支援につなげるよう、関係部局が連携し対応していきます。	地域福祉課 子育て支援課 他

2. 保育サービスの充実

<現状と課題>

共働き世帯の増加、核家族化などに伴い、保育サービスの需要は増加する傾向にあります。市内における待機児童は現在発生していませんが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されたこともあり、今後保育サービスの需要がさらに増加する可能性もあります。保育サービスの利用を希望するすべての保護者が利用することができるよう、サービス体制（量）を確保するとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みも進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

子ども・子育て支援事業として提供されている保育サービスの適正な提供に努めます。また、保育サービスの十分な供給に向けて、サービス体制（量）の確保に向けた施設の改修・整備や人材の確保も進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	通常保育事業	保護者の就労または疾病等により、家庭において保育することができないと認められる場合に、保育所で保育を実施します。保育内容の充実を図ります。	保育課
2	休日保育事業	休日（日曜・祝日）の保育体制の確保を図ります。	保育課
3	私立幼稚園等預かり保育事業	正規の教育時間終了後も引き続き在園児を夕方まで預かったり、保護者の急な用事で一時的に預かったりすることで、保護者のニーズに対応できるように努めます。	学校教育課 子育て支援課
4	多子世帯保育料軽減事業	同一世帯で児童が3人以上、かつ、第3子以降の児童が認可保育所や幼稚園等を利用している世帯を対象に、第3子以降の保育料を無償とします。	保育課
5	多子世帯副食費軽減事業	同一世帯で児童が3人以上、かつ、第3子以降の児童が認可保育所や幼稚園等を利用している世帯を対象に、第3子以降の副食費を無償とします。	保育課
6	民間保育所運営改善等助成事業	児童及び保育士の処遇改善や保育所運営の充実に係る経費等を助成します。	保育課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
7	私立幼稚園振興補助事業	私立幼稚園の設備整備に対し補助金を交付することにより、子どもの教育環境の改善を図ります。また、園児の健康診断に対する補助金を交付し保護者の負担軽減を図っています。	学校教育課
8	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常開所時間を超えて保育を実施し、延長時間のニーズに対応できるサービスと体制の充実を図ります。	保育課
9	一時預かり事業	保護者の病気、冠婚葬祭等一時的に保育を必要とする場合、一時的に保育を行います。	子育て支援課
10	ショートステイ事業	保護者の疾病などにより、児童の養育が困難になった場合、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かることで、子育て家庭を支援していきます。	子育て支援課
11	保育所施設整備助成事業	園舎の新築・増改築の整備に対して助成します。	保育課
12	幼保無償化事業	幼児教育・保育に係る費用を無償化します。子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保育課 学校教育課
13	保育人材確保事業	保育の受け皿整備に伴い、必要となる保育人材の確保のための取り組みを実施します。	保育課
14	就学前障害児の発達支援無償化	児童発達支援等の利用者負担を無償化します。	障害福祉課
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業 (副食費)	幼保無償化事業に伴い、未移行幼稚園・認可外保育施設へ通う第3子以降の子どもがいる世帯及び保護者の世帯所得の状況を勘案して該当する世帯の場合、副食費等を助成します。	子育て支援課

3. 子育て支援のネットワークの充実

<現状と課題>

地域におけるつながりの希薄化などにより、子育て家庭、子どもの保護者は以前よりも孤立しやすい状況となっています。保護者の孤立感や負担感の軽減を図る必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

子育て中の保護者同士の交流の場を提供します。ファミリー・サポート・センター事業では、地域のボランティアによる子育て支援を提供します。

■主な取り組み■

	主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	保育等の援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所への送迎、一時的な預かり等会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。	子育て支援課
2	子育て支援ネットワーク推進事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の構成機関や地域活動団体を含めた地域における子育て支援ネットワークを充実し、子育て支援体制の連携を図ります。	子育て支援課
3	子育てサークル等への活動支援事業	子育てサークル等へ公共施設等での活動機会や場所の提供を行います。	子育て支援課
4	つどいの広場事業	乳幼児を持つ子育て中の親が打ち解けた雰囲気の中で気軽に集い、交流し、子育ての相談ができる場を提供します。	子育て支援課
5	私立幼稚園子育て支援事業	子育て家庭を対象に就園前幼児やその保護者同士の交流や、保護者との相談による支援を行います。	子育て支援課

4. ワーク・ライフ・バランスの向上

<現状と課題>

仕事・労働は賃金を得る生活の糧であると同時に、充実した生活を送るための糧でもあります。しかし、過重労働によりうつ病などの精神疾患の発症や過労死や自殺、家庭崩壊などの事象につながるケースが後を絶たず、国全体で労働環境の改善を図っていくことが求められています。

また、女性の就労が増加したことで、これまでの性的役割分業の見直しが進み、男性による主体的な家事・育児への参加が強く求められる時勢となっています。社会の変化・要請に応じた働き方のできる就労環境の創出が求められます。

<施策の方向性と主な取り組み>

ワーク・ライフ・バランスの改善を通じ、社会の活力の向上を図ります。すべての市民が希望する働き方や生き方を実現できるよう、多様な就労の場の確保に努めます。家事・育児についても、男性による積極的な関与を呼びかけていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み	取り組みの概要	担当課
1 ワーク・ライフ・バランスの推進・啓発事業	ワーク・ライフ・バランス（WLB）について事業主や労働者、住民等への理解を促進するための啓発を行います。商工団体やハローワーク等と連携して「本庄市多様な働き方実践企業」の認定事業や各種イベント、チラシの配布等を行います。	商工観光課 子育て支援課
2 労働時間の短縮啓発事業	労働時間を短縮し、女性と男性の労働者が家庭生活と地域活動にともに参加することができるように、事業所に対する啓発を図ります。	商工観光課
3 男性の育児休業取得推進事業	男性の育児休業取得を推進するため、事業所と従業員への啓発を図ります。	商工観光課
4 内職情報提供事業	家庭外で働くことが困難な市民に内職情報の提供を行います。	商工観光課
5 男女共同参画推進事業	一人ひとりがその個性や能力を發揮しながら、ともに協力し、社会の様々な分野でいきいきと活動することのできる環境づくりに向けて、各種事業を実施します。	市民活動推進課
6 労働法律相談事業	仕事に関する悩みや疑問についての相談窓口の設置と他機関の紹介を行います。	商工観光課

(5) 基本目標5 安心して子育てができる環境を整備する

1. 子育てしやすい居住環境の整備

<現状と課題>

子育てしやすい本庄市をつくるためには、ハード・ソフト両面からの整備を進めていく必要があります。子育て中の保護者に対する配慮が様々な場面で進み、子育てバリアフリーの施設が増えるなど、かつてよりは居住環境の向上が図られてきましたが、依然としてベビーシートが女性用トイレのみに設置されている、多目的トイレが使いにくいなど、改善する余地が残されています。

<施策の方向性と主な取り組み>

ソフト面のみならず、ハード面における整備を充実し、子どもやその保護者を含めたあらゆる市民が暮らしやすい本庄市の創出を目指します。子どもとその保護者が日常生活を送る上で、可能な限り不便を感じることがないように、整備を進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	バリアフリー推進事業	歩道幅員の確保、段差の解消、障害物の除去など歩道のバリアフリー化や公共施設のスロープの設置、段差の解消などの推進を目指します。	道路整備課 施設管理担当課
2	公園整備事業	市民がうるおいのある居住環境の中で日常生活を送れるよう、また、子どもの安全な遊び場を確保するため、公園の整備・充実を図ります。	都市計画課
3	シックハウス対策事業	化学物質（ホルムアルデヒド、クロルピリホス）による室内空気汚染によって、衛生上の支障が生じないよう建築材料及び換気設備について審査を行い、居住者の健康、とりわけ影響を受けやすい子どもの健康被害を防止します。	建築開発課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
4	パパ・ママ 応援ショップ事業	18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子どもまたは妊娠中の方がいる子育て家庭に、お店で割引等のサービスが受けられる優待カードを配付する応援ショップ事業を、県と共同で実施していきます。また、協賛いただける店舗の拡充を図ります。	子育て支援課
5	赤ちゃんの駅事業	乳幼児を連れて外出した保護者が、オムツ交換や授乳に困ったときに気軽に立ち寄ってもらい、オムツ交換や授乳場所、ミルクをつくるお湯を、まち中の施設（駅）において提供し、気軽に外出できるように子育て家庭をまちぐるみで応援します。	子育て支援課

2. 交通の利便性・安全性の向上

<現状と課題>

交通上安全な環境の整備は、年齢や障害の有無によらず、すべての市民の日常を支える基本的な取り組みです。歩行者の安全確保を第一として、通行しやすい歩道の整備と維持、地域による見守りなどを進めていく必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

歩行者の安全を確保するため、歩道上の障害物の除去や交通安全施設の設置等を行います。また、子どもが安全に通学できるよう、地域の協力を得て、見守り活動を進めていきます。さらに、児童・生徒に対し、交通事故の恐ろしさを伝え、交通安全の重要性を周知するための取り組みを進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	放置自転車対策事業	駅周辺や歩道上の放置自転車の防止及び撤去を行い、安全な交通環境を保ちます。	環境推進課
2	交通安全施設設置事業	道路照明灯・道路反射鏡・区画線・ガードレール等の整備を行い、交通事故の防止を図ります。また、市民から寄せられた信号機の設置、速度抑止施策の実施などをとりまとめ、警察署へ要望します。	危機管理課
3	交通指導員配置事業	児童の登校時の交通安全を図るため、朝の通学路での交通指導を行う交通指導員を配置します。	危機管理課
4	交通安全推進団体への交付金の交付事業	交通安全対策協議会・交通安全母の会に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。	危機管理課
5	中学生スケアードストレート交通安全教室	市内の4中学校を対象に自転車安全利用を目的として、スタントマンによる交通事故の再現・実感することで、危険行為を未然に防ぎ交通ルール遵守を目的に、各年で順次実施します。	危機管理課
6	交通安全教室	児童を交通事故から守るため、小学生及び就学予定の児童を対象に歩行の仕方、自転車の乗り方・ヘルメットの着用等を各小学校や保育所、幼稚園を巡回して、交通安全教室を実施します。	危機管理課

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
7	チャイルドシート 装着・普及促進事業	チャイルドシートの重要性を呼びかけ 装着の促進を図るため、街頭での啓発活 動等を実施します。	危機管理課
8	特定者用 JR 定期乗車 券割引制度（再掲）	児童扶養手当受給者（同一世帯員を含 む。）が JR 定期乗車券割引制度を利用す る際の申請受け付け及び特定者用乗車券 購入証明書を発行します。	子育て支援課

3. まちの安全・安心を守る取り組みの推進

<現状と課題>

平成 14 年以降、刑法犯の認知件数は一貫して減少傾向にあります*2。今後も子どもとその保護者が安心して生活できる環境の創出に向けて、子どもを犯罪被害から守るための取り組みが不可欠です。子どもが自らの身を守り、万が一にも適切な行動をとることができるよう、日常的に啓発を図るのみならず、地域における犯罪被害の発生を防ぐための体制整備とハード面の整備を図る必要があります。

<施策の方向性と主な取り組み>

地域や PTA、関係機関との連携を深め、子どもを犯罪被害から守る体制を強化します。子どもに対し、自らの身を守るための行動について啓発を行うとともに、犯罪を未然に防ぐための防犯灯などの設置を進めていきます。

■主な取り組み■

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
1	保護者・地域との連携による防犯活動推進事業	保護者、PTA、地域住民、学校、警察などが連携・協力して「子ども 110 番の家設置」や「通学路、学校付近のパトロール活動」を行い、防犯活動を推進します。	学校教育課
2	不審者対応マニュアルによる犯罪被害の防止対策事業	児童・生徒の安全を確保するため、各学校で不審者対応マニュアル、危機管理マニュアル等の作成・見直しを行い、これらに基づく研修・訓練を実施することで、犯罪被害の防止に努めます。	学校教育課
3	防犯活動推進事業	警察署をはじめとする関係機関と連携して防犯活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進し、子どもを含めた市民を犯罪から守ります。防犯ボランティア連絡協議会未組織地域の解消と未加入団体に対する加入促進活動を行います。	危機管理課
4	市民による防犯活動支援事業	子どもをはじめとするすべての市民が安全で安心に住むことができるまちづくりのため、市民が行う防犯パトロールや防犯に関する普及啓発活動等を支援します。	危機管理課

*2 警察庁「平成 30 年警察白書」

主な取り組み		取り組みの概要	担当課
5	防犯灯設置推進事業	夜間における子ども等への犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置を推進します。	市民活動推進課
6	CAP 事業	人形劇や寸劇を通して、いじめや連れ去りなどの犯罪から自ら身を守ることを学ぶCAPプログラムの活用について、学校や幼稚園、保育所（園）などの関係機関と連携し検討していきます。	子育て支援課